

独立行政法人水資源機構 契約職
副理事長 富田 晋司
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 廃棄物処理等業務(単価契約)
- 2 施行場所 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 独立行政法人水資源機構本社
- 3 業務期間 契約締結の翌日から令和9年3月24日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 以下①及び②の要件を全て満たすこと。
①当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「その他(役務の提供)」、営業品目「廃棄物処理」の認定を受けていること。
②中間処分場が存する場所の許可権者である都道府県又は市から産業廃棄物処理業許可を受けており、取り扱うことのできる産業廃棄物の種類が「廃プラスチック類」「紙くず」「金属くず」「木くず」「ガラスくず」を含むこと。
- 3 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※4)に記載されたアドレス及び番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和8年10月20日 10:00 まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構
電子メール nyukei_honsya@water.go.jp FAX 048-600-6588
 - 5)担当者 技術管理室契約企画課 種市
 - 6)質問書 令和8年10月13日 10:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則として提出期限の翌営業日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年10月21日 10:00 までとします。
 - 8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
 - 1)廃棄物1m³の単価をもって契約を締結しますので、廃棄物1m³当たりの搬出、運搬、分別、廃棄物処分等にかかる一切の費用を見積もった額(1m³単価)並びに当該単価に予定数量を乗じた金額(いずれも税抜き)を見積書に記載してください。
 - 2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに業務委託契約書を締結するものとします。
 - 3)発注者は、受注者から廃棄完了の報告を受け、本業務の請求書が提出されたときは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の結果と照合の上、廃棄物1m³毎の単価に廃棄実績容量を乗じた金額を受注者に支払うものとします。

廃棄物処理等業務（単価契約）

仕 様 書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構

仕 様 書

- 1 件名
廃棄物処理等業務（単価契約）
- 2 業務期間
契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 2 4 日まで
- 3 回収場所
さいたま市中央区新都心 1 1－2 独立行政法人水資源機構本社
- 4 産業廃棄物の種類・予定数量・回数
独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）が受注者に委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び回数は、以下のとおりとする。
なお、数量は契約期間中の予定数量のため、実際の発注数量と増減することがあり、最低発注数量を保証するものではない。
 - （1）種類
廃プラスチック類・金属くず・紙くず・木くず・ガラスくず等
 - （2）予定数量
2 0 m³程度
 - （3）回数
2 回程度
- 5 産業廃棄物回収予定日
具体的な日時については、当社が入居するランドアクシス・タワーとも調整を行い、受注者と速やかに協議の上、決定する。土日祝日となる場合もある。
- 6 業務内容
受注者は、発注者より排出される産業廃棄物を発注者が指定する日に回収場所から処分場まで運搬し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）等に従い適正に処分すること。
備え付けの産業廃棄物については、取り外しのうえ搬出すること。
受注者に委託する廃棄物の受け渡し方法は、軒下渡しとする。
なお、当社が入居するランドアクシス・タワー駐車場の都合上、受注者が運搬に使用するトラック車両は、2 t 以下とする。
- 7 受注者の条件
廃掃法第 14 条第 1 項及び第 6 項による産業廃棄物処理業の収集、運搬及び処分に関する許可を受けた者であって、その許可証の写しを提出した者であること。
- 8 産業廃棄物管理票の提出
発注者及び受注者は、廃棄する事務用品の収集・運搬及び処分につき、産業廃棄物の

種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）による業務確認を行う。受注者は、処分等完了後、廃棄物最終処分業者が発行したマニフェストを発注者に提出すること。なお、マニフェスト代金は単価契約料金に含むものとする。

9 その他

- （１）産業廃棄物 1 m³の単価をもって契約を締結するので、産業廃棄物 1 m³当たりの収集、運び出し作業、運搬、廃棄等にかかる一切の費用を見積もった単価に予定数量を乗じた金額を見積書に記載すること。
- （２）契約の相手方として決定した場合には、速やかに業務委託契約書を締結するものとする。
- （３）発注者は、廃棄完了の報告を受け、請求書の提出を受けたときは、マニフェスト等と照合を行い、産業廃棄物 1 m³毎の単価に廃棄実績容量を乗じた額を受注者に支払うものとする。
ただし、受注者の請求額がマニフェスト等に基づく数量と異なるときは、発注者と受注者とが協議するものとする。
- （４）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上、定める。

以 上

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書（案）

収 入
印 紙

排出事業者： 独立行政法人水資源機構（以下「甲」という。）と、
処分業者： 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： 埼玉県さいたま市中央区新都心1 1 番地 2 から排出される産業廃棄物の
収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 〇〇県〇〇市
許可の有効期限： 許可証のとおり
事業範囲： 許可証のとおり
許可の条件： 許可証のとおり
許可番号： 許可証のとおり

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 〇〇県〇〇市

許可の有効期限： 許可証のとおり

事業区分： 許可証のとおり

産業廃棄物の種類： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 許可証のとおり

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類： 廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず

数量： 〇〇〇m³

単価（税抜）： 〇〇円

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類： 廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず

数量： 〇〇〇m³

単価（税抜）： 〇〇円

3 （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②のいずれかを選択すること。）

① 輸入廃棄物： 無

② 輸入廃棄物： 有 _____

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： 〇〇〇〇〇〇

所在地： 〇〇〇〇〇〇

処分の方法： 〇〇〇〇〇〇

施設の処理能力： 〇〇〇〇〇〇

5. （最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (収集・運搬過程における積替保管) (注: 契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類: _____

積替保管施設の所在地: _____

積替保管施設の保管上限: _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定め

ることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を

一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

第13条 (協議)

第14条 (契約の有効期間)

印

FAX 送信先 048-600-6588

担当：独立行政法人水資源機構 技術管理部 契約企画課 種市あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構契約職
副理事長 富田 晋司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月6日に交付された「廃棄物処理等業務（単価契約）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

FAX番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。